

2021 年 12 月 20 日 全 2 頁

終盤を迎えた東証再編に関する企業の市場選択

市場第一部企業のうち、スタンダード市場選択は 208 社 (12/15 時点)

政策調査部 主任研究員 神尾 篤史

[要約]

- 2022 年 4 月 4 日の東京証券取引所（東証）の新市場移行を控え、企業による市場選択手続きの最終局面を迎えた。
- 現在の市場第一部上場企業は 2,184 社であり、7 月に東証が公表したプライム市場の上場維持基準に適合しない企業は 664 社である。
- 12 月 15 日時点の集計によれば、664 社のうち、経過措置である「新市場区分の上場維持基準への適合に向けた計画書」を開示してプライム市場への上場を選択した企業は 163 社であり、スタンダード市場への上場を選択した企業は 208 社である。

終盤を迎えた企業の市場選択

2022 年 4 月 4 日の東京証券取引所（東証）の新市場移行を控え、企業による市場選択手続き（2021 年 9 月 1 日～12 月 30 日）の最終局面を迎えた。各社は東証から 2021 年 7 月に通知された新市場の上場維持基準の適合状況、選択する市場のメリット・デメリットの検討、自社のコーポレート・ガバナンスの状況等に基づいて、選択する市場を判断している。

12 月 15 日時点の市場第一部上場企業は 2,184 社である。7 月に東証が公表したプライム市場の上場維持基準¹に適合しない企業は 664 社²である。市場第一部上場企業全体からプライム市場の上場維持基準に適合しない企業を除いた 1,520 社のほとんどはプライム市場を選択するだろう。他方で、プライム市場の上場維持基準に適合しない企業は、①「新市場区分の上場維持基準への適合に向けた計画書」（計画書）を開示し、経過措置の適用を受けてプライム市場に上場する、②スタンダード市場に上場する³、のいずれかを選択するのが一般的だろう。

¹ 東証が適合可否を確認した基準は、流通株式数 20,000 単位以上、流通株式時価総額 100 億円以上、流通株式比率 35%以上、1 日平均売買代金 0.2 億円以上である。

² 日本経済新聞「東証プライム、664 社未達、企業に通知、1 部上場の 3 割。」（2021 年 7 月 10 日朝刊）

³ スタンダード市場の上場維持基準に適合しない場合、計画書を開示し、経過措置としてスタンダード市場に上場することもあるが、ここにはそのケースも含まれる。

市場第一部上場企業の選択状況

12月15日時点の市場第一部上場企業の選択状況をTDnet（適時開示情報閲覧サービス）などを活用して集計したところ、プライム市場の上場維持基準に適合し、プライム市場を選択した企業は1,182社であった。これは、市場第一部上場企業全体の54%である。なお、東証は新市場区分の選択手続きの申請内容が一律に開示の必要がある事項に該当するとは考えておらず、全ての企業が選択状況を開示するわけではない。

また、計画書を開示し、経過措置の適用を受けてプライム市場を選択した企業は163社であった。計画書の開示意向を示す企業のうち、未だ計画書の開示を行っていない企業が存在するため、計画書の開示期限である12月30日にかけてこの社数は増える見込みである。経過措置の適用を受けてプライム市場に上場する企業は、プライム市場の上場維持基準の適合に向けた行動が求められ、進捗状況の定期的な開示が求められる。なお、新市場移行時にプライム市場の上場維持基準に適合していたが、株価下落などで上場維持基準に適合しなくなった場合も経過措置の適用を受けることが可能である（同様に計画書を開示し、上場維持基準に適合しない間は計画の進捗状況を定期的に開示する必要がある）。これら経過措置が適用される期間については、現時点で東証は「当分の間」としており、その見直しや終了を当面予定していないが、中期的な状況変化等を踏まえて見直しを行う場合があるとしている。

最後に、市場第一部上場企業のうち、スタンダード市場への上場を選択した企業は208社である。それら企業の開示書類では、業績回復など事業を優先する意向や、プライム市場で対応を求められることへのコストや労力を勘案した結果であることなどが示されている。また、スタンダード市場の“公開された市場における投資対象として十分な流動性とガバナンス水準を備えた企業向けの市場”というコンセプトと現時点の企業の立ち位置を考慮したという説明も見られた。他方で、今回はスタンダード市場を選択しつつも、将来的にはプライム市場への上場検討を明示する企業もあった。

東証は2022年1月11日に上場会社が所属する新市場区分の一覧を公表する予定である。